



安全運転管理者制度



一定台数以上の自動車を使用する事業者において、安全な運転を確保するため、道路交通法に定められた制度で、従業員の安全指導を行うなど、安全運転管理を行うことが義務づけられたものです。（道路交通法第74条の3）



安全運転管理者等の選任基準



安全運転管理者

- 選任を必要とする自動車の台数
 - ・乗車定員が11人以上の自動車 1台以上
 - ・その他の自動車 **5台以上**
- **自動車を使用する本拠（各事業所）ごとに** 1人を選任
- 資格要件
 - ・20歳以上
 - （副安全運転管理者を選任する場合は30歳以上）
 - ・管理業務の実務経験が2年以上ある 等



副安全運転管理者

- 選任を必要とする自動車の台数
 - ・自動車**20台以上**
 - 車両台数に応じて、その人数以上を選任
（例：20台～39台 1人、40台～59台 2人、以降20台を超えるごとに1人選任）
- 資格要件
 - ・20歳以上
 - ・管理業務の実務経験が1年以上又は運転経験が3年以上ある 等



欠格事由：重大な違反（酒酔い、酒気帯び、飲酒運転、ひき逃げ等）をしてから2年を経過していない 等

安全運転管理者の業務

- ① 運転者の適性等の把握
- ② 運行計画の作成
- ③ 交替運転者の配置
- ④ 異常気象時等の安全運転の確保
- ⑤ 点呼・点検等による安全運転の確保
- ⑥ 運転前後の酒気帯びの有無の確認
- ⑦ 酒気帯び確認の記録・保存とアルコール検知器の常時有効保持
- ⑧ 運転日誌の備え付けと記録
- ⑨ 安全運転の指導



～ 酒気帯び確認の方法、タイミング ～

- 方 法：**原則対面**で実施、目視で運転者の顔色、呼気の臭い、応答の声の調子を確認
それに加えて**アルコール検知器を用いて確認**
- タイミング：運転の直前、直後にその都度行う必要はなく、運転を含む業務の開始前後や出退勤時に行う。



※直行直帰等で対面での確認が困難なとき

運転者にアルコール検知器を携行させたうえで、

- ・カメラやモニターで顔色や応答の声の調子、検知結果を確認する。
- ・携帯電話や業務用無線等、運転者と直接対話できる方法で、応答の声の調子等を確認、検知結果を報告させる。

というような、対面での確認に準ずる方法で確認する。



X(旧Twitter)を運用しています。フォローお願いします!【石川県警察交通安全情報@IP_koutuu_anzen】

【いぬわし君の交通安全Journal】

◇ 毎月1日、15日(土・日・祝の場合、翌平日)に配信します。

◇ 県警のウェブサイトにも掲載しています。www2.police.pref.ishikawa.lg.jp/

